

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部企画課

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------------|-----|---|-----|--|--|--|--|------------------------------|---|---|-----|---|--|--|--|-------------|---|---|--|--|--|--|--|----------------------------|---|---|--|----------------------|--|--|--|---------------|---|--|
| 事業名 | ワークライフバランス推進事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策体系上の位置付け | 基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標4 勤労者生活の充実を図ること 施策目標4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の概要 | (1) 中央における取組 ①「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」の設置 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）に示された「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」の策定とともに、我が国を代表する社会的影響力のある企業がワーク・ライフ・バランスに率先して取り組むことについての合意形成を図る。 ②先進的モデル事業（全国版）の実施 業種ごとに選定された企業（10企業）がアクションプログラムを策定し、コンサルタントの援助を得ながら、ワークライフバランスを達成する。 (2) 地方における取組 ①「ワークライフバランス推進会議」の設置 労使、地方公共団体、マスコミ、有識者による会議を設置し、以下を検討、実施する。 ・地域の特性を踏まえた提言の策定・公表 ・地域における実態調査の実施 ・「行動指針」を踏まえた地域目標の設定・周知 ②支援事業の実施 地域目標達成のため、先進的モデル事業（地方版）、診断サービス事業、好事例の収集・提供等、各種支援事業を実施する。 (3) ワークライフバランスキャンペーンの実施 ワークライフバランスシンポジウム、ワークライフバランスセミナーの開催等により、社会的気運の醸成を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。 </td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。 </td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。 </td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (有の場合の整理の考え方) なし。 </td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td> ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。 本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td> 本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけではなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。 </td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,206百万円)</p> | 行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) | 有 | 無 | その他 | (理由) ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。 | | | | 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) | 有 | 無 | その他 | (理由) ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。 | | | | 民営化や外部委託の可否 | 可 | 否 | | (理由) 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。 | | | | 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 | 有 | 無 | | (有の場合の整理の考え方) なし。 | | | | 事業の有効性 | ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。 本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。 | 本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけではなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。 |
| 行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) | 有 | 無 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (理由) ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) | 有 | 無 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (理由) ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民営化や外部委託の可否 | 可 | 否 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (理由) 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 | 有 | 無 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (有の場合の整理の考え方) なし。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の有効性 | ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。 本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけではなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

| | | |
|---|---|---|
| アウトカム指標 | | 本事業と指標の関連についての説明 |
| 1 | 「余暇と余暇生活」、「家族」、「地域生活」をより重要と考える人の率 (単位：%) | ワークライフバランスの推進に向けた気運が醸成されれば、左記事項をより重要と考える国民が増加するものと考えられる。 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、内閣府国民生活局の「国民生活選考度調査」による。 | | |
| アウトプット指標 | | 本事業と指標の関連についての説明 |
| 1 | ワークライフバランスシンポジウムの参加者数 (単位：人) | シンポジウムへの参加によるワークライフバランスの理解者を増加させることにより、ワークライフバランス推進のための気運の醸成という目標を達成する。 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、民間団体からの報告に基づく。 | | |

| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
|------------------------------|---------|-----|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |